

著作権法における差止請求の対象となる行為と罰則について（財産権関係）

差止請求の対象となる行為		罰則		
		根拠規定	差止請求の対象範囲との相違等	法定刑
著作権侵害等	原則 (私的使用目的の複製、みなし侵害を除く)	119条1項	相違なし	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金/併科
	私的使用目的の複製(公衆用設置自動複製機器による複製)(30条1項1号)		(罰則なし)	
	私的使用目的の複製(技術的保護手段の回避による複製)(30条1項2号)		(罰則なし)	
	私的使用目的の複製(違法自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画)(30条1項3号)	119条3項	有償著作物等に限る。	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金/併科
(明文規定なし)		刑法62条	著作権侵害等を幫助した者	正犯の刑を減刑(刑法63条)
(明文規定なし)		119条2項2号	営利を目的として公衆用設置自動複製機器を権利侵害となる複製に使用させた者	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金/併科
みなし侵害	侵害物の国内頒布目的輸入(113条1項1号)	119条2項	相違なし	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金/併科
	侵害物の頒布、頒布目的所持、頒布の申出、輸出、輸出目的所持(113条1項2号)	3号	相違なし	
	違法複製プログラムの業務上使用(113条2項)	119条2項4号	相違なし	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金/併科
	権利管理情報の改変等(113条3項)	120条の2第3号	営利目的に限る。	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金/併科
	国内頒布目的商業用レコードの国内頒布目的輸入等(113条5項)	120条の2第4号	営利目的に限る。	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金/併科
(明文規定なし)		120条の2第1号	技術的保護手段回避装置の公衆譲渡等	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金/併科
(明文規定なし) なお、TPP整備法(※)により一定の技術的利用制限手段の回避行為はみなし侵害となる。		120条の2第2号	業として公衆からの求めに応じて行う技術的保護手段の回避	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金/併科

※環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行日はいわゆるTPP11協定の我が国における発効日。平成30年7月27日現在未施行)